

奈良県個人情報保護審議会運営要領

(令和5年5月17日審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則（令和5年3月奈良県規則第51号）第8条に基づき、奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議の原則)

第2条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関の諮問があったときの審議は、法第82条第1項の規定により実施機関が開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は法第82条第2項の規定により実施機関が開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をした個人情報、法第93条第1項の規定により実施機関が訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨の決定又は法第93条第2項の規定により実施機関が訂正請求に係る個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をした個人情報又は法第101条第1項の規定により実施機関が利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定又は法第101条第2項の規定により実施機関が利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をした個人情報をもとに行うものとする。

(反論書等の提出)

第3条 審議会は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関の諮問を受けたときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に基づき審査請求人から提出される反論書について、その写しの提出を当該諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に求めるものとする。参加人がある場合は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に基づき参加人から提出される意見書についても、同様とする。

2 審議会は、諮問実施機関が反論書及び意見書の提出期限を定めた場合において、その期間内にこれらの提出がなかったときは、その旨を報告するよう諮問実施機関に求めるものとする。

(諮問実施機関の理由説明書)

第4条 審議会は、必要に応じ、諮問実施機関に対して、相当の期間を定めて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為の理由を記載した書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 審議会は、前項の理由説明書が提出されたときは、審査請求人にその写し

を送付するものとする。参加人がある場合は、その参加人に対しても、同様とする。

(審査請求人及び参加人の意見書)

第5条 審議会は、理由説明書の提出を受けたときは、審査請求人に対し、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

参加人がある場合は、その参加人に対しても、同様とする。

2 審議会は、審査請求人から前項の意見書が提出されたときは、諮問実施機関にその写しを送付するものとする。参加人がある場合は、その参加人に対しても、同様とする。

3 審議会は、参加人から第1項の意見書が提出されたときは、諮問実施機関及び審査請求人にその写しを送付するものとする。

(意見陳述の申立て)

第6条 審査関係人(行政不服審査法第74条に規定する審査関係人をいう。)の行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定による申立ては、口頭意見陳述申立書(第1号様式)により行うものとする。

(補佐人)

第7条 審議会は、審査請求人又は参加人が、前条又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定による口頭での意見を述べるに当たって、補佐人の付き添いを申し出た場合において、その申出が相当であるときは、補佐人の付き添いを認めることができる。

(意見等の陳述者の数)

第8条 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条又は同項において準用する同法第75条の規定による口頭での意見を述べる者の数は、5人以内(審査請求人又は参加人の代理人及び補佐人を含む。)とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(指名委員による調査調書の作成及び報告)

第9条 奈良県個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年12月奈良県条例第19号)第10条の規定による指名を受けた委員は、同条の閲覧を終了したとき又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第77条の規定による調査若しくは意見の陳述の聴取が終了したときは、その結果の概要を記載した調書を作成し、審議会に報告するものとする。

(審議会への提出資料の閲覧等)

第10条 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき審議会へ提出された主張書面又は資料の閲覧を請求しようとする者は、提出資料閲覧請求書(第2号様式)を審議会に提出しなければならない

ない。

- 2 審議会は、前項の規定により提出資料閲覧請求書が提出されたときは、当該閲覧の諾否を決定し、提出資料閲覧承諾通知書（第3号様式）、提出資料閲覧一部承諾通知書（第4号様式）又は提出資料閲覧拒否通知書（第5号様式）により、当該閲覧請求書を提出した者に通知するものとする。
- 3 審議会は、第1項の請求に応じる場合において、閲覧を求められた意見書又は資料に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（委員の除斥）

- 第11条 審議会は、諮問を受けた事案について委員が特別の利害関係を有するときは、議決をもって、当該委員を当該事案に係る調査審議に関与させないことができる。
- 2 前項の委員は、同項の議決に係る議事に加わることができない。

（議事録の作成）

- 第12条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。
- 2 議事録は、会長及び会長の指名する委員1名の署名により確定する。

（その他）

- 第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第1号様式

口 頭 意 見 陳 述 申 立 書

年 月 日

奈良県個人情報保護審議会会長 殿

(郵便番号 ー)

住所又は居所

氏 名

電 話 番 号 () ー

年 月 日付けで審査請求をした事案について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定に基づき、審議会での口頭による意見陳述を希望します。

※ 補佐人を必要とする場合は、下欄に必要事項を記入してください。
なお、補佐人は、4人以内でお願いします。

補 佐 人		補 佐 を 必 要 と す る 理 由
氏 名	住 所	

提出資料閲覧請求書

年 月 日

奈良県個人情報保護審議会会長 殿

(郵便番号 -)

住所又は居所

氏 名

電話番号 () -

行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり奈良県個人情報保護審議会への提出資料の閲覧を求めます。

主張書面の名称又は資料の名称等	
-----------------	--

注1 主張書面の名称又は資料の名称等については、閲覧の申出に係る資料等が特定できるよう係員と相談のうえできるだけ具体的に記入してください。

<職員記載欄> この欄には、記入しないでください。

申出者の区分	1 審査請求人	2 参加人	3 諮問実施機関
備考	諮問年月日等		

提出資料閲覧承諾通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県個人情報保護審議会会長 印

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧については、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしたので通知します。

1 主張書面の名称又は資料の名称等	
2 閲覧の日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
3 閲覧の実施場所	
4 審議会事務局	
備考	

注1 閲覧の日時に支障のある場合はあらかじめ審議会事務局に連絡してください。

2 主張書面等の閲覧をする場合には、この通知書を提示してください。

第4号様式

提出資料閲覧一部承諾通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県個人情報保護審議会会長 印

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧については、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり承諾することとしたので通知します。

1 主張書面の名称又は資料の名称等	
2 承諾しないこととした部分	
3 承諾しない理由	
4 閲覧の日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
5 閲覧の実施場所	
6 審議会事務局	
備考	

- 注1 閲覧の日時に支障のある場合はあらかじめ審議会事務局に連絡してください。
2 主張書面等の閲覧をする場合には、この通知書を提示してください。

提出資料閲覧拒否通知書

第 号
年 月 日

様

奈良県個人情報保護審議会会長 

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧については、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり拒否することとしたので通知します。

1 主張書面の名称又は 資料の名称等	
2 承諾しないこと とした部分	
3 承諾しない理由	
備 考	